公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス危険物予防規程

17首都大総総第158号制定 平成17年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法(以下「法」という。)第14条の2及び東京都震災対策条例第10条 に基づき、首都大学東京南大沢キャンパス(以下「南大沢キャンパス」という。)構内の危険物 施設における防災管理の徹底を期し、人的被害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、南大沢キャンパス構内の危険物施設(別表に定める施設をいう。以下同じ。) に出入りするすべての者について適用するものとする。

(遵守事項)

第3条 危険物施設において作業をする者及びこれに立入る者は、すべてこの規程を遵守しなければならない。

(規程の作成及び改正)

- 第4条 この規程の作成、改正及び細則の制定に当っては、公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス保安管理部会において審議する。
- 2 作成又は改正された規程は、消防機関の認可を受けるものとする。

第2章 危険物保安監督者

(危険物保安監督者)

- 第5条 都市教養学部(理工学系)及び都市環境学部にそれぞれ危険物保安監督者を置く。
- 2 危険物保安監督者は、都市教養学部(理工学系)及び都市環境学部それぞれの教授会において 「甲種危険物取扱者」有資格者の中から選出する。

(職務及び権限)

- 第6条 危険物保安監督者の職務及び権限は次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 危険物の取扱い作業の実施に当っては、当該作業が法第10条第3項の技術上の基準及び予防規程等の保安に関する基準に適合するように、作業者に対し必要な指示をすること。
 - (2) 火災等の災害が発生した場合は、作業者を指揮して応急の処置をとるとともに、首都大学東京南大沢キャンパス消防計画に定められたところにより連絡すること。
 - (3) 火災等の災害防止については、当該危険物施設に隣接する危険物施設の保安監督者及びその 他関連ある施設担当者との連絡を密にすること。
 - (4) 全各号の他、危険物施設の保安管理に関する必要な業務を行なうこと。

(代行者)

第7条 危険物保安監督者が不在等の場合の代行者は、都市教養学部(理工学系)及び都市環境 学部のそれぞれにおいてあらかじめ代行者として届け出られた「甲種危険物取扱者」有資格者と する。

第3章 保安管理対策

(遵守事項)

- 第8条 第2条に規定されている者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許可届出品名以外の危険物及び許可数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱いをしないこと。
 - (2) 危険物施設では、指定されている場所以外で絶対に火気を使用しないこと。
 - (3) 少量危険物貯蔵所となる実験室等においては、可燃性の蒸気若しくはガスが滞留する恐れのある場所及び可燃性の微粉末が著しく浮遊する恐れのある場所では火気及び非防爆機器等を使用しないこと。

また、低引火性の危険物については安全性を考慮した設備において取扱うこと。

- (4) 危険物を貯蔵する実験室等においては、その種類及び数量等を部屋ごとに表示すること。貯蔵する危険物の種類及び数量に変更が生じた場合は、速やかに委員会に届け出ること。
- (5) 危険物の屑及びカス等は、性質に応じて1日1回以上安全な場所で廃棄若しくはその他の適切な処置をすること。
- (6) 危険物を取扱う場合は、危険物の性質に応じて遮光及び換気を行なうこと。
- (7) 危険物を取扱う場合は漏れ、あふれ、飛散等しないように努めること。
- (8) 危険物によっては、経時変化や異物混入によって自然発火を起こす物質もあるので、適正な処置をとること。
- (9) 危険物を収納する容器及び運搬容器は、法第16条の規定に基づき、それぞれ危険物の性質に適合した物を使用し、転倒、落下、衝撃等を加えたり、引きずる等の粗暴な取扱いをしないこと。
- (10) 危険物施設に、火災防止又は消防活動上支障となる不必要な物品、可燃物等を放置しない こと。また、実験室等では、すぐに使用しない危険物は危険物倉庫に保管し、室内の整理整頓 に努めること。
- (11) 危険物施設へは、許可なく関係者以外の者をみだりに出入りさせないこと。

(危険物類別取扱い基準)

- 第9条 危険物の取扱いにおいては、次の各号に掲げる類別取扱い基準を遵守しなければならない。
 - (1) 第1類については、可燃物、有機物その他酸化されやすい物質との接触を避けると共に、潮解しやすい物質においては木製容器を避け、防湿に注意すること。
 - (2) 第2類については、酸化剤と接触若しくは混合、炎及び火花若しくは高温体との接触又は過熱を避けるとともに、金属粉A及び金属粉Bにあっては水又は酸との接触を避けること。
 - (3) 第3類については、水との接触を避けると共に、金属カリウム及び金属ナトリウムは保護液の調整に留意し、保護液から露出しないように管理すること。
 - (4) 第4類については、炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
 - (5) 第5類については、火花などの火気及び高温体との接触を避けるとともに、過熱、衝撃及び摩擦を避けること。また、酸化による自然発火をさけるため、室温及び湿度に注意すること。
 - (6) 第6類については、可燃物及び有機物との接触、水との接触又は分解を促す物質との接近を さけること。

(危険物施設貯蔵取扱い基準)

- 第10条 危険物施設における貯蔵の取扱いについては、次の各号に掲げる取扱い基準を遵守しなければならない。
 - (1) 危険物を危険物倉庫に貯蔵する場合は、容器を品名毎にまとめ、壁から0.3 m以上の間隔をあけ、指定された場所に整理し、保管すること。
 - (2) 実験室等で使用した危険物の残りは、定められた容器に収納して所定の場所へ戻すこと。
 - (3) 実験室等で危険物を少量貯蔵する場合は、危険物の性質に応じて混合等による発火を避け、 転倒防止を設けた危険物収納ロッカー等に類別に整頓して貯蔵すること。

(安全操作基準)

- 第11条 危険物の取扱いに際しては、次の各号に掲げる安全操作基準を遵守しなければならない。
 - (1) 実験室において反応、抽出、蒸留及び濾過などにかかわる危険物取扱いの操作を行なう場合は、危険物の性質を良く理解し、危険のないように行なうこと。
 - (2) 実験室等において反応、蒸留等の操作を行っているときは、その場を離れず、常に事故の起こらない監視体制をとること。
 - (3) 危険物をポンプ等で移動させている時は、送り出し側及び受け入れ側ともその作業が終了するまで、液量の変化を確認できるところで監視すること。
 - (4) 機器の運転及びバルブの誤操作による火災の発生を防止するため、スイッチ、配管、バルブ 等には表示を取り付けるとともに、その機能について事前点検を行い、確認後に操作をおこな うこと。
 - (5) 危険物の流出、火災、地震、その他の災害の発生時における応急処置を、各実験室等の実態にあわせて定めておくこと。

(事故発生時の処置基準)

- 第12条 危険物の取扱いに際し事故が発生した時は、次の各号に掲げる処置基準を遵守しなければならない。
 - (1) 危険物の流出及びその他の事故が発生した場合は、ただちに被害の拡大防止をするための応急処置を行うと同時に責任者はただちに消防機関に通報し、速やかに守衛及び庶務課に連絡すること。
 - (2) 地震発生時においては、揺れのおさまるまで安全な場所において待機し、揺れのおさまった後、速やかに災害防止のための応急処置を施すとともに被害状況を災害防備隊本部に報告すること。
 - (3) 必要に応じて自衛消防隊の出動を要請すること。

(事故等の報告)

第13条 危険物の流出、その他の事故及び火災等の異常が発生した場合は、部署責任者は、災害等の規模の大小を問わず、速やかに経過、処置及び改善対策等について部会に報告するものとする。

第4章 保安点検、検査基準

(日常点検)

- 第14条 危険物施設における日常点検は、当該取扱い者が使用前及び使用後の点検を行い、異常の有無を確認するものとする。
- 2 火気使用設備及び器具は、取扱者が使用前及び使用後の点検を行い異常の有無を確認するものとする。
- 3 電気設備は、電気担当者が1箇月に1回定められた事項について行うものとする。

(自主点検)

- 第15条 危険物施設の点検は、危険物保安監督者又は代行者が、1箇月に1回、定められた事項 について行うものとする。
- 2 危険物を貯蔵する実験室等においては、危険物管理責任者を定め、各実験室等の危険物保管状況を随時点検するものとする。

(定期点検)

- 第16条 定期点検は、法第14条の3の2に定められた事項により実施するものとする。
- 2 点検の実施者は、総務部総務課長とする。

第5章 危険物施設の整備・補修基準

(補修に関する手続き)

第17条 危険物施設の設置及び改造等の計画を立案する場合は、その計画内容及び工事中の危険物の保守管理状況等必要に応じ、消防機関に変更許可申請、仮使用承認申請、その他消防法で定められた手続きを行い、施工するものとする。

(工事に伴う安全対策)

- 第18条 工事場所の管理責任者は、危険物保安監督者、工事担当者に指示し、事前に防災措置に ついて検討させ、万全の措置を講ずるものとする。
- 2 危険物保安監督者は、危険物、可燃物の除去処理について、作業者に必要な指示を行うとともに、関係者に連絡をとるものとする。
- 3 工事中の防火監視体制については、当該施設の管理責任者と危険物保安監督者が状況を判断して決めるものとする。
- 4 危険物保安監督者は、工事後の施設の検査を行い、保安に支障のないことを確認しなければならない。
- 5 工事担当者は、工事内容及び工事範囲の掲示を行い、危険物及び可燃物の除去、その他の防災 措置を確認した後、慎重に作業を進めるものとする。
- 6 仮使用承認の対象となる危険物施設での危険物の取扱いと火気使用工事が並行して行われる場合は、当該危険物施設所管学部と工事担当で、当日の工事の進行状況と翌日の工事の内容を確認して、防災対策の協議を行うものとする。
- 7 その他火気使用基準を遵守し、適切な防災措置を講ずるものとする。

第6章 保安教育及び訓練

(保安教育の対象及び時期)

- 第19条 保安教育は次の各号のとおり実施するものとする。
 - (1) 新入職員及び学生等に対しては、4月に危険物予防規程、防火管理に関すること、火災予防上の遵守事項及び消火に関する基本的事項について行う。
 - (2) 危険物取扱者に対しては、7月から9月までの期間に危険物の安全管理及び貯蔵及び取扱い作業上の注意事項について行う。
 - (3) 一般職員に対しては、7月から9月までの期間に本規程の周知徹底、防火管理上の遵守事項及び震災対策、その他必要な事項について行う。

(教育内容)

- 第20条 保安教育は、次の各号の内容について実施するものとする。
 - (1) 消防関係法令について
 - (2) 各自の任務及び責任の周知徹底と安全管理の徹底及び震災対策について
 - (3) 危険物の性状と非常応急措置対策について
 - (4) 防災に対する講演会及び講習会による知識の習得
 - (5) 予防規程の周知徹底
 - (6) その他

(訓練)

第21条 訓練については、首都大学東京南大沢キャンパス消防計画規定に従い実施するものとする。

第7章 自衛消防組織及び活動

(組織及び活動)

第22条 自衛消防組織及び活動は、首都大学東京南大沢キャンパス災害防備隊規則及び首都大学 東京南大沢キャンパス消防計画で定めたとおりとする。

第8章 地震対策

(震災予防措置)

- 第23条 各実験室等の火元責任者は、地震時の災害を予防するため、随時次の各号に掲げる検査 を行い、異常が認められる場合は安全措置を講ずるものとする。
 - 実験室等における危険物収納ロッカー等の耐震対策の有無について。
 - 二 校舎及び構内の施設物の倒壊及び落下の有無について。
 - 三 火気使用設備器具等の転倒の有無及び自動消火装置の作動状況の適否について。
 - 四 教材等の転倒及び落下の有無について。
 - 五 危険物及び化学薬品等の転倒及び落下の有無について。

(警戒宣言発令時)

第24条 危険物保安監督者及び危険物施設の管理責任者は、警戒宣言発令時はただちに前条各号 に掲げる検査を行い、異常が認められる場合は直ちにできるだけの措置を講ずるものとする。

(地震後の安全措置)

- 第25条 防火管理者及び火元責任者は、校内にいる人々の安全を確認するとともに、建物、火気 使用設備器具及び消防設備等の点検を実施し、異常が認められる場合は安全措置を講ずるものと する。
- 2 二次災害を防止するためガス、電気設備器具及び危険物を使用する施設については全設備及び 器具の安全を確認後使用を開始するものとする。

(周辺地域との協力)

- 第26条 周辺地域に消火活動及び救助、救護活動等が必要であると学長が認める場合又は周辺団 地自治会等から支援等の要請がある場合には、学長は教職員を当該活動に協力させることができ る。
- 2 前項の協力を円滑に行うために可能な限り相互応援協定を締結する。

第9章 危険物等の記録、報告、保存

(記録)

- 第27条 危険物保安監督者は、各実験室等の設備全般(電気設備、空調設備、大型機器類、消火器、その他)について6箇月に1度調査し、記録すること。
- 2 危険物保安監督者は、各実験室等で取り扱う危険物の品名及び数量を1年に1度調査し、記録すること。

(報告及び保存)

- 第28条 前条の記録は、1年間分をまとめ、委員会に報告すること。
- 2 前項により報告された記録は、危険物保安監督者及び委員会において、3年間保存するものとする。

第10章 危険物施設の書類及び図面の整備

第29条 危険物施設の書類及び図面の整備は、総務部総務課が行うものとする。

附則

この規則は、平成17年4月1日より施行する。